

一般財団法人ササダスポーツ財団
2021年特待生募集要項

※実際のご応募に際しては、対象大会一覧で配布される個別募集要項にて確認してください。

1. 特待生の種類と募集人数

- (1) 小学校4年生～6年生 年間合計20名前後（各大会3～7名程度）
- (2) 中学校1年生～2年生 年間合計20名前後（各大会3～7名程度）

注： 上記学年は2021年4月時点のものとしします。

2. 応募者資格

次の各号のすべてに該当する者が応募資格を有しています。

- (1) ゴルフを通じて成長したいと本気で考えている学生であること
- (2) 学業が優れ、品行が正しく、かつ、健康である者
- (3) 親権者（または未成年後見人等）の同意を得ている者
- (4) 日本国籍を有していて日本国内に定住している者
- (5) 学校長等からの推薦状を提出できる者
- (6) 別表1に記載の成績を収めた者
- (7) 本人および生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員ではないこと。

3. 奨励金給付額

奨励金の給付額は、以下の通りです。

(1) 競技費用

参加資格がジュニアに限定された競技に個人として参加する場合に限り、1競技あたり30,000円(税込)を超えない範囲で本人が使用した実費とします。

競技費用の内訳は、別表2の申請区分「A 競技費用」に記載の通りです。

(2) ゴルフ関連費用

3ヶ月合計300,000円(税込)を超えない範囲で使用したその実費とし、練習場や練習ラウンド先への移動交通費は、支給対象外とします。

ゴルフ関連費用の内訳は、別表2の申請区分「B ゴルフ関連費用」に記載の通りです。

4. 奨励金の給付対象期間

奨励金給付の対象期間は、給付が確定した月の翌月から2022年3月末までとします。以降、年4回の定期的な財団審査を経て、最長で中学3年生の卒業月まで給付期間を延長します。

5. 奨励金の申請方法

毎年1月から3月、4月から6月、7月から9月、10月から12月の各期間内に使

用した「競技費用」および「ゴルフ関連費用」を、当財団が指定する「奨励金申請書兼生活状況報告書（様式4）」にて申請してください。「奨励金申請書兼生活状況報告書」は、各期間が終了した翌月の10日までに当財団宛へ送付してください（10日の消印有効）。

尚、期日を過ぎた申請に該当する奨励金は給付しません。

6. 奨励金の給付方法

奨励金は、特待生から提出された「奨励金申請書兼生活状況報告書」を財団が精査の上、適切と認めた実費につき、奨励金として支給します。

奨励金は、「奨励金申請書兼生活状況報告書」を受領した月の翌月末に、特待生が届け出た預貯金取扱金融機関（外国銀行を除く）に設けた特待生名義の預金口座へ振り込みにて給付します。

7. 誓約書の提出

特待生の父母兄弟、または伯(叔)父、伯(叔)母等の中から20歳以上の者1名を保護者とし、採用時に特待生と保護者の連名で誓約書を提出してもらいます。

8. 奨励金申請書兼生活状況報告書の提出

特待生は、四半期ごとに「奨励金申請書兼生活状況報告書」（当財団所定のもの）を当財団に提出してもらいます。

9. 奨励金の停止および打ち切り

次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨励金の給付を停止または打切ることがあります。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 特待生としての責務を怠り、特待生として適正でないとき
- (4) 期限までに「奨励金申請書兼生活状況報告書」を提出しないとき
- (5) 奨励金の給付を受けることを辞退したとき
- (6) その他奨励金を要しない理由が生じたとき

10. 奨励金の返還および利息

奨励金は、当財団が前項の理由により奨励金の給付を打ち切り、かつ返還を求めた場合を除き、返還の必要はありません。また、返還を求めた場合、利息は発生しません。

11. 申込書類

(1) 一次書類審査時に次の書類を提出していただきます。

- ① 保護者と連署した特待生願書（様式1）
- ② 指定課題（自由記述）

次のテーマの中からひとつを選択し、自由に記述してください（500～800字）。

テーマ1： ゴルフを通じて成長したい理由

テーマ2： 練習を通じて考えたこと

- ③ 誓約書（様式2）
- ④ その他当財団が指定する書類

(2)一次書類審査を通過した方に次の書類を提出していただきます。

- ① 3ヶ月以内に発行された住民票（生計を一にする家族全員の記載があるもの）
- ② 在学証明書または学生証
- ③ 学校長もしくは所属チーム等からの推薦状（様式3）
- ④ その他当財団が指定する書類

12. 申込期間

原則として大会開催後約6週間以内に、親権者を通じて郵送にてお申し込みください。（当日消印有効）

※具体的な申込締切日については、個別の募集要項にてご確認ください。

13. 選考

(1) 一次書類選考

当財団選考委員会にて当財団の評価基準に基づき書類選考し、その結果は応募者全員に通知します。なお、応募書類の返却は致しません。

(2) 面談および二次書類選考

一次選考の結果、合格した者は、財団が指定する日に面談を実施致します。また、二次選考書類は財団が指定する日までに到着するものとし、提出頂いた書類の返却は致しません。

なお、面談に際して必要な交通費は、事前に所定の手続きを経て、当財団が承認した本人および保護者1名分の公共交通機関（除くタクシー）を用いた交通費を当財団が負担します。

14. 採否

選考面接結果の採否は、2022年1月末日までに本人へ書面にて通知します。

※なお、合否に係わるお問い合わせにつきましては、いかなる場合であっても回答致しかねますので予めご了承ください。

15. 留意事項

- ①当財団が大会等への参加やレッスン受講等を強制することはありません。
- ②中学卒業までの奨励金給付を確約するものではありません。特待生から受領する「奨励金申請書 兼 生活状況報告書」等をもとに、奨励金給付の可否を財団が判断します。
- ③財団が技術の育成指導を直接行うわけではありません。給付により参加する練習や大会等の選択は本人およびご家族が行うものであり、これらを通じて怪我等をされても、財団が責任を負うものではありません。
- ④特待生の大会成績等を当財団関連の印刷物・ホームページで競技種目・学年・性別・所属校の所在地等を公表する場合があります。
- ⑤願書及び申請書類に記載されている個人情報、当財団の特待生選考以外に使われることはありません。

16. 資料送付先およびお問い合わせ先

〒180-0003

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 31 番 11 号

K S ビル 603 号室

一般財団法人ササダスポーツ財団 事務局

電話： 0422-27-5187 (平日 10 時～17 時)

Mail： info@sasadasports.or.jp

以 上